

議事日程(第5号)

平成26年12月16日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第80号 平成26年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第87号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第88号 新市建設計画の一部変更について
- 日程第4 議案第91号 うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第92号 うきは市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第90号 うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第95号 うきは市社会会館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第96号 うきは市ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第97号 うきは市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第98号 うきは市老人憩の家条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 うきは市火葬場条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第103号 うきは市総合体育館の指定管理者の指定について
- 日程第13 請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
- 日程第14 追加議案上程 意見第5号 1件
- 日程第15 意見第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出について
- 日程第16 諸報告
- 日程第17 閉会中の調査の申出について  
財政健全化対策についての調査(総務産業常任委員会)  
地域おこし協力隊の活動状況についての調査(総務産業常任委員会)  
所管事務調査(総務産業常任委員会)  
老人福祉施設廃止に伴う跡地活用についての調査(厚生文教常任委員会)  
放課後児童健全育成事業についての調査(厚生文教常任委員会)  
所管事務調査(厚生文教常任委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第80号 平成26年度うきは市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第87号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第88号 新市建設計画の一部変更について
- 日程第4 議案第91号 うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第92号 うきは市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第90号 うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第95号 うきは市社会会館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第96号 うきは市ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第97号 うきは市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第98号 うきは市老人憩の家条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 うきは市火葬場条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第103号 うきは市総合体育館の指定管理者の指定について
- 日程第13 請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
- 日程第14 追加議案上程 意見第5号 1件
- 日程第15 意見第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第16 諸報告
- 日程第17 閉会中の調査の申出について  
財政健全化対策についての調査（総務産業常任委員会）  
地域おこし協力隊の活動状況についての調査（総務産業常任委員会）  
所管事務調査（総務産業常任委員会）  
老人福祉施設廃止に伴う跡地活用についての調査（厚生文教常任委員会）  
放課後児童健全育成事業についての調査（厚生文教常任委員会）  
所管事務調査（厚生文教常任委員会）

---

出席議員（15名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鐘水 英一君 |
| 3番 熊懐 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 藤田 光彦君 |

9番 伊藤 善康君  
11番 櫛川 正男君  
13番 三園三次郎君  
15番 岩佐 達郎君  
10番 諫山 茂樹君  
12番 大越 秀男君  
14番 高山 敏枝君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君  
記録係 宮崎 恵君  
記録係長 浦 聖子君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
生涯学習課長	安元 正徳君	監査委員事務局長	段野 弘美君
保健課長	金子 好治君	福祉事務所長	後藤 一善君
住環境建設課長	江藤 武紀君	災害対策推進室長	高瀬 智君
農林・商工観光課長	野鶴 修君	学校教育課長	秦 克之君
浮羽市民課長	篠原 武英君	自動車学校長	中嶋 吾郎君
財政係長	高瀬 将嗣君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 議案第80号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、議案第80号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております議案第80号、委員会に付託されておりましたので、その審査と経過及び結果を御報告申し上げたいと思います。

その前に、皆さんにおことわりと訂正を申し上げたいと思います。

12月4日の議会開会初日に、総務産業常任委員会から閉会中の調査報告を申し上げました。その件についてでございますが、お手元に上水道事業調査4ページ、裏が5ページの資料をごらんいただきたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

実は、総務産業常任委員会では、住環境建設課長のほうから修正の報告はいたしておりましたけども、これは私の所管に属することございまして、資料の5ページの中の上から3つ目の問答の関係でございますが、小石原川ダムから福岡県南広域水道企業団に参加してのダムの負担金の関係の算出でございますが、加入、未加入と丸印で2つに項目を分けております。そこで簡潔に表現をいたしたところでございますが、未加入の場合の交付税措置の制度が複雑でございますので、これはもう、端的にあらわしたところでございますけども、その表現が十分ではございませんでした。この段階では細かくそれを記載する視察の調査でございませんでしたので、認識を誤ってもらっても困りますので、未加入の場合を削除させていただきます。それから、その次の次の「結果として小石原川ダムの水源を利用しない場合の負担金」という問答がございます。この下につきましても、ちょっとこれも交付税措置が十分表現できておりませんので、この点については、そういうことで、答えが「ダム建設負担金及びダム管理負担金が生じる」ということに修正をさせていただいております。その後、また研修等がなされていきますので、その段階で詳しいことはわかっていくというふうに思いますので、この段階においては修正をさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。この件についてよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、補正予算の審査の経過及び結果についてを御報告申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,980万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ166億6,870万7,000円とするものであります。歳入補正の主なものは、市税7,200万5,000円、国県支出金合わせて6,112万4,000円及び市債9,960万円を増額補正し、基金繰入金——主に財政調整基金でございますが、1億5,044万7,000円を減額補正するものであります。

当委員会所管に係る歳出補正は、全体として人事院勧告に基づく給与改定及び決算見込みによ

る予算調整のほか、県費補助による農林水産業費——これは農業振興費であります、2,805万4,000円及び諸支出金——特別会計の繰出金でございますが、国保4,696万円、下水道1,100万円、合わせて5,796万円が主なものとなっております。

総務産業常任委員会では、高木市長公室長を初め所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑は終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 厚生文教常任委員会から報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第80号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第5号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については当委員会に付託されておりましたので、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。

審査については、それぞれ担当課長、係長に出席をいただき、詳しい説明を受けました。

補正予算、それぞれ款、項、目の内容については、その主な部分のみ報告させていただきます。

民生費の中の老人福祉費149万6,000円の増額補正については、国の社会保障・税番号制度導入に伴うコンピューターのシステム改修委託料であるとの説明でした。

障害者対策費の医療費及び自立支援給付費等の国県への返還金2,068万5,000円については、実績報告により過年度返還金が確定したことによるもので、その内容についてはお手元に配付しています資料をごらんいただきたいと思います。

民間保育所費の保育所整備事業費補助金849万6,000円の増額は、事業者より事業費の金額が提出されたことによる増額補正であります。

次に、衛生費の中の火葬場建設費の80万円の増額補正は、現在進められています、うきは市火葬場建設が順調に進んでおり、平成27年2月には市への引き渡しが行われる予定で、4月1日からの供用開始に備え、施設の試運転等に必要となる燃料費及び光熱水費であります。

次に、清掃費の塵芥処理費 339万6,000円の増額補正は、本年度のごみ袋の購入予定が 96万枚ですが、原材料であるナフサの高騰により、当初予算では30万枚分が不足する事態となっており、それを補うための予算であります。

次に、教育費の中の債務負担行為補正の6,559万4,000円は、千年、福富、江南の3小学校と浮羽中学校の給食調理等業務委託に伴う平成28年度までのものであります。

以上、主な部分であります。いずれについても慎重審議の結果、全会一致可決いたしました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑は終わります。

委員長、自席へお戻りください。

議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第2. 議案第87号

## 日程第3. 議案第88号

## 日程第4. 議案第91号

## 日程第5. 議案第92号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第87号うきは市道路線の認定についてから日程第5、議案第92号うきは市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでは総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております、4つの議案についての総務産業常任委員会での審査の経過及び結果を御報告申し上げたいと思います。

議案第87号うきは市道路線の認定について。

審査に当たりましては、市長公室長、住環境建設課長及び担当係長を伴い、提案された県営農村総合整備事業による福岡県からの道路移管に係る吉井町ハツエ線——これは本佛寺北側の道路であります。幅4メートル、全長78メートルの現地調査を実施いたしました。現地におきまして、委員から、側溝が敷設されていないとの指摘に対し、執行部から、農地の場合は規制がないとの回答を受けたほか異議はございませんで、原案どおり全会一致で認定することに決しました。

次に、議案第88号新市建設計画の一部変更についてでございます。

本議案は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成24年度に発生した九州北部豪雨災害により、新市建設計画が遅延しているとの実情に鑑み、計画を平成27年度から平成31年度までの5年間を延長——これは合併特例債活用期間を5年延長するものであります。これをなすことについて、既に県と調整済みであることから異議はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するものと決しました。

議案第91号うきは市つづら棚田交流センター指定管理者の指定についてであります。

つづら棚田交流センターは、3年前に山村振興のシンボル事業として、旧家を再生して地元つづら棚田保存会がその任に当たっていただいております。この指定管理に当たっては初回——3年前ですけれども、四季の舎ながいわの前例を引き合いに、経営が成り立つのかどうかの議論に終始し、結論は、市が責任を持って運営に当たるとの約束によって可決した経緯等を踏まえまして、その後において、経営に従事する地元皆さんの処遇など不安な情報もあり、指定管理料に係る人件費等の実情に議論が集中をいたしました。特に、この指定管理料の設定については、本会議で再三指摘されているとおり、経営の難易性や経済変動等にかかわらず、契約料金の固定化が民間意識に反するとの指摘がなされております。課題といたしましては、市の施設全ての指定管理に関し、民間の実情等を検証して、なおかつ他の補助事業とも総合的に精査した上で指定管理料を設定すべきであるといたしました。

審査の結果、九州北部豪雨激甚災害により閉鎖も余儀ない状況から、災害対策推進室を中心とした災害復旧により復興の兆しが見えてきており、担当課と地元が一体となって取り組むことをもって、原案どおり全会一致で可決するものと決しました。

最後に、議案第92号うきは市コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

予定されていた平成27年度からの指定管理については、指定管理料を各コミュニティの運営に必要な需用費等——これは維持管理費であります、の実績に基づくものであり、その後についても、今後の実績等を勘案して見直すなど弾力的な考え方であることから、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。また、コミュニティは収益事業を推進する経営体でもあるこ

とのほか、指摘されている各区域の人口、世帯数に応じたコミュニティ組織体制の見直しを図る旨の確認を行ったところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありますか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 議案第91号ですね、つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

あそこは、さきの水害でつづらを離れたという方もおられるということを知っております。そこで、この指定管理者に指定する者、つづら棚田保存会、今、何世帯で何人ぐらいおられるのかと、料金のほうはこの契約には入っていないわけですかね。そこをお尋ねします。指定管理料です。（「料金のほうというのは、ちょっともう1回よろしゅうございますか。料金のほうが入ってるかどうか」と呼ぶ者あり）指定管理料。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 手元のほうにちょっと決算書を持ってきておりません。

このつづら棚田保存会については、下に住居を構えている、いわゆる地元から平地のほうにお住まいになる方も——全員ではありませんけども、その協議に参画して事業に従事しておられるということは確認をいたしております。

それと、その事業については、全ての収益については保存会のほうの収益になっております。という回答でよろしゅうございますか。全く違ってますか。どうぞ。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 当初予算で72万円の指定管理料が出ておりました。この指定管理料の——これは3年契約ですけれども、指定管理料の契約はしてないのかどうかですね。要するに指定管理料たい、これはもう、その都度、毎年当初予算に載るのか。それもこの契約の中に入ってるのか。それと、今、この保存会は何世帯なのか、何人なのかですね。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 明確にお答えしたいんですが、資料を手元に持ってきてないのも、これはいかにことではありますが、ちょっと時間をいただけますか。副委員長に確認をしてからお答えさせていただきます。

よろしゅうございますか。

○議長（岩佐 達郎君） はい、どうぞ。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） じゃあ、お答えをいたします。



まず、協議会は女性5名でございます。それから、指定管理料の72万円は、3年間の契約をいたしているところであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第6. 議案第90号

日程第7. 議案第95号

日程第8. 議案第96号

日程第9. 議案第97号

日程第10. 議案第98号

日程第11. 議案第100号

日程第12. 議案第103号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、議案第90号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第12、議案第103号うきは市総合体育館の指定管理者の指定についてまでは厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 報告いたします。

ただいま議題となりました議案第90号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について、委員会での審査とその結果について報告いたします。

この議案は、平成27年3月31日をもって終了するうきは市総合福祉センターの指定管理について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、うきは市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであります。審査については、福祉事務所長より詳しく説明を受けました。

うきは市社会福祉協議会を指定管理者に決定した経緯については、まず、団体が社会福祉法第109条に規定されている地域福祉を推進する中核的団体であることと、実際に過去6年間、高齢者を中心とした心のケアや健康増進、また、障害者のさまざまな支援など、指定管理者としての実績と今後の事業計画等についても、行政ではなかなか手の届かない市民に寄り添った計画とそのための人材も確保されており、指定管理者としては適任であるということで説明を受け、慎重審議の結果、全会一致可決いたしました。

次に、議案第95号うきは市社会会館条例を廃止する条例の制定について、議案第96号うきは市ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、議案第97号うきは市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について、議案第98号うきは市老人憩の家条例を廃止する条例の制定についての4件については、一括して委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

老人福祉センターちかぜ及び社会会館、老人憩の家の2つの施設について、老朽化により平成27年4月1日より廃止するものです。また、2つの施設の廃止により、高齢者福祉サービスを後退させないため、直営で委託をしている、ゆうゆうセンターに指定管理制度を導入するため条例の全部を改正するもので、担当課長、係長の出席をいただき説明を受けました。

委員会では、まず、一度に2つの施設がなくなることによる高齢者福祉の後退と、通称ちかぜがなくなることによる筑後川温泉地域の衰退の懸念や、パークゴルフ関係者へのサービス低下につながるのではないかなどさまざまな意見が出されました。しかし、現実には2つの施設とも老朽化など、施設自体にさまざまな問題を抱えており、慎重審議の結果、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号については、委員会としては附帯意見をつけることで全会一致可決いたしました。

次に、附帯意見を申し上げます。

今後、当該施設の廃止については、1、今までの利用者や関係市民に対し、十分納得できる説明をすること。2、跡地利用については、地域の活性化につながるように有効活用を十分に検討し、その検討過程には、市民や関係住民の意見を十分に反映させること。3、同様の施設としては、1つだけに集約される、うきは市ゆうゆうセンターの有効利用については、利用者の交通の便等の立地的問題と使いやすさと施設の充実等を十分配慮し、老人福祉施設の充実を図ること。

以上でございます。

次に、議案第100号うきは市火葬場条例の全部を改正する条例の制定については、担当課長、係長の出席をいただき、現在、建設中の現場視察と条例案の審査を行いました。

施設については、現在、建築工事中であり、完成後の施設全景については、現時点ではパースでしかうかがうことはできませんが、駐車場なども広く、また、施設に使用する木材は全てうきは産であるとのこと。工事の進捗状況としては55%で、予定どおり進んでいるとの説明を受けました。所在地は合所ダムを眼下に望むすばらしいロケーションで、人生最後のセレモニーの場所としてふさわしい施設であることが実感できました。

条例の内容については、まず施設名については、条例名がその施設機能をあらわした「うきは市火葬場」、通称として「うきは市浄光苑」を使い分けていますが、近隣自治体も多くが条例名と通称を使い分けている実情からも納得できるものでした。

次に、使用料については、新火葬場のコストが浄光苑の約2倍になる見込みであること、また、近隣自治体と同程度の料金設定で現行の2倍に設定しているとのことであります。委員会では、今後、久留米市との相互利用等も検討してもらいたいなどの意見が出され、慎重審議の結果、全会一致可決いたしました。

次に、議案第103号うきは市総合体育館の指定管理者の指定については、担当課長、係長の出席をいただき、説明を受けました。

平成27年3月31日で終了する現在の指定管理契約を、新たに平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、指定管理者の指定を行うもので、選定結果が株式会社コナミススポーツ&ライフになった経緯について説明を受けました。

この選定結果については、まず、最終的に申請者が2社しかなかったことで、その選択肢が二者択一となったことで、ある意味、競争原理が十分に生かされなかったことは、市民の利益という観点から見れば多少の問題が残ったのではないかと思います。指定管理料については、その額の問題だけでなく、スタッフの質や施設運営と企画力等にも大きく影響してくることから、一概に低価格が必ずしも市民の利益につながるとは限らないということが言えるのではないかと思います。選定委員の人選には、今後、もう少し一般市民の声が反映されるようにできないかななどの意見が出されました。

指定管理者の事業収入の見込みが小さいのではないかという意見に対しては、もともと基本となる利用料が条例により安く設定されていることと、市とは言ったものの、3万1,000人余りの人口では市民の利用に関しては限度があることなど、実際の事業収入を大きく伸ばしていくことについては、かなりハードルが高いことなどの説明を受けました。事業収入を伸ばすポイントは、指定管理者による自主企画を期待せざるを得ないと実感しましたが、指定管理料については、今後も質を落とさない範囲で軽減に努力してもらおうよう要望し、慎重審議の結果、全会一致可決いたしました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 8番、藤田です。

議案第90号ですかね。うきは市総合福祉センターの指定管理に関してなんですが、ここで収支によると、賃借料が17万円ずつ入るようになってるんですけども、この内訳で、現在2階に法務局が入ってます。それからシルバー人材が入ってますけど、ここの賃料がどうなってるかをお聞きしたいのが1つですね。

ほかの議案も言ってもいいんですか。いいですか。

○議長（岩佐 達郎君） はい。

○議員（8番 藤田 光彦君） 議案第100号ですね。火葬場条例ですね。この中で、第2条で、名称を「うきは市火葬場」じゃなくて「うきは市浄光苑」にしたらどうかという話があったかと思いますが、その結果はどうなったかをお聞きします。

それともう一つ、専決処分で3%の設計変更が決まっていますが、竣工後、この3%枠内で終わるのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 総合福祉センターの賃料収入については、社会福祉協議会が借りてる部分の事務所等については、会議室の使用料としての収入が17万円ですかね、それぐらいの金額が入ってきておりますけれども、そのほかに法務局あるいは勤労者協議会、連合うきは、それからシルバー人材センター、そういったものの家賃収入は直接、市に入ってるということでございました。

それから、火葬場の名称のことですけれども、我々もその点、委員会ではいろいろ質問をいたしました。一応いつも出る話ではあるんですが、近隣自治体を見ても、火葬場であれば火葬場としての名称を聞いたときに、火葬場のイメージができるものを大体、条例名としていると。ただし通称、例えば、うきは市のこの前にあります、うきは市文化会館も、条例名は「うきは市文化会館」ですけれども、愛称として、通称として「白壁ホール」という使い分けをしているという実例が多々あります。そういうことで、それに異議を唱えるほどのことでもないだろうということで、委員会としても通称として「浄光苑」を使うということについては納得をいたしました。

なお、申し添えておきますけれども、浄光苑の最終的にでき上がりますときに、入り口のところに銘板が「うきは市浄光苑」という立派な、2メートル60ぐらい実際あるそうですけれども、この銘板については既にうきは市の観光大使でしたかね。大方何とかさん、書道家の方、その方から既に立派なものを書いていただいて準備がしてあるのを見せていただきました。

そういったことで、条例名と名称については、それでいいのではないかという、厚生文教常任委員会としては判断をしたところでございます。

それから3%の件、市長の専決処分で設計変更等による3%について、その範囲内でおさまるのかどうかという質問だったと思いますが、現時点では、そういった設計変更とか、そういったことは、まだ実情としては起きてきていないということを確認いたしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 先ほどの藤田議員の火葬場の愛称の件ですね。これは本会議の中で、ほぼ皆さんの雰囲気としては、そういうことでよかろうという感じで付託されたような記憶をいたしております。

今、答弁がありましたけども、うきは市文化施設条例の中に、うきは市の文化会館とうきは市民ホール、それぞれのホールが上がってますけど、この条例で、愛称として「白壁ホール」と「かわせみホール」というのがうたわれております。その整合というものも十分論議なさったとは、今の冒頭の報告の中に全く出てこないということもちょっと疑問ですけど、全会一致でそう決まったということなんでございましょうか。だから、もう愛称で、ほかんとは呼んでる、この文化会館施設条例でははっきり愛称の規定が明確にあります。その辺をどう御審議なさったのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 今の御質問は、条例名として、その条例の中に通称も入れるべきではないのかという御質問だったと思いますが、それでよろしいですか。質問内容は。

（「まず、これまでも含めて審議はされているのか」と呼ぶ者あり）

その条例の中にまで通称名を載せるということについては、それ以上の意見は出ませんでした。一応、施設の機能名をあらわした「火葬場」、条例名、それから愛称を「うきは市浄光苑」でいきたいということについては、委員会としては異論を出さずに了承したところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） いや、私がお尋ねしているのは、愛称じゃなくて、きちっと入れようという雰囲気で付託をされて、今の委員長の報告では、愛称でほかところも呼んでるからいいんじゃないかという結論で回答がなされましたからですね。ただ、ほかの条例で愛称という規定が設けてあるので、その辺を十分精査した上で、ほかは愛称でしているからという今の報告だったのかどうか、そこを確認しております、できれば、やはり物事整合をとっていかないと、この場合はそう、この場合はこうということは望ましいことじゃありませんから、そこを確認をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） ほかの施設の条例内容についてと、この火葬場条例についての整合性というのは議論しておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今の8番あるいは7番議員から質問が出ましたが、実は、今の前迫の火葬場というのは「浄光苑」で条例ができとったわけですよ。54年に今の浄光苑はオープンしました。そして35年間、この名称は条例の中で「浄光苑」という名称が使われとったわ

けですよ。

この浄光苑というのを使わないなら別ですけども、せんだって審査をやったときには、ぜひ「浄光苑」という名称を入れてほしいということ要望して、それで付託を受けたわけでしょう。それをもってきて、ほかじゃないわけ。54年から、このうきは市火葬場条例の中で名称は「浄光苑」で使われとったんですよ。頭には出てきますよ、うきは市火葬場条例というのが。だから、名称をまた「うきは市火葬場」、そうじゃなくて、従前どおり「うきは市浄光苑」というのを使うように、これは本会議で指摘をして、そして、それで十分検討しますということで委員会付託がなされたわけでありまして。それが十分審査がなされていないですけども、それじゃあ、何のため、本会議であれだけ言っとったかというのが全くあらわれてありません。今まである条例も「うきは市火葬場条例」、そして、第2条で名称及び位置の中で「火葬場の名称及び位置は次のとおりとする」ということで、第2条できちとうたわれとったわけでありまして。

それから、次の議案第103号でありますけれども、うきは市総合体育館の指定管理の指定について、今、委員長から報告を受けましたが、人口が少ないから収入が伸びないだろうと。人口の少ない多いにかかわらず、やはり指定管理者が集客の努力をしなきゃならんということですよ。つまり便利の悪いところに、交通の便利は全くないわけですよ、何にも通ってないからですよ。だから、確かに自家用車を運転できる方はいいですけども、自家用車を運転できない方は行きたくても行けないという状況であるわけ。特にお年寄りあたりはそうと思います。

したがって、以前、直営でやとったときより、何人そろえば迎えに行きますぐらいやって集客の向上を図らなきゃ収益は上がりませんよ。自動車学校でも同じですよ。つまり、自動車学校に来る者は免許を持たないから、やっぱり交通機関を利用している。だから、自動車学校も送迎バスがなかったらもっと経営悪化するんですよ。そういう努力を3年間のうちにするように、何で条件がつけられなかったかということなんですよ。一方的に指定管理料だけで運営するということはどうにもなりません。やっぱり本人たちが一生懸命やっていたかなきゃならん。

それから、ゆうゆうセンターの条例が改正になってあります。今、委員長のお話では、勤労協とか、そういうものの使用料については直接市役所のほうに入ってるからということですが、じゃあ、ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例が改正になってありますが、今後はどうなるわけですか。収益として上がるわけですか。収益として、ゆうゆうセンターの指定管理料……。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員、ゆうゆうセンターじゃないでしょう、それ。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 総合福祉センターのことじゃないですか。

○議員（13番 三園三次郎君） はいはい、総合福祉センター。総合福祉センターの指定管理料の中にそれが入ってくるかどうかということなんですよ。入ってくるということになると、その収益は、今までの指定管理料1,300万円以上の収入が入ってくるということですが、それは

どのように審議されているのか、お願いしたいと思います。

以上。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） まず、火葬場の条例による名称のことですけれども、正直、最初の本会議では、私もいっそのこと条例名を「浄光苑」にしたらどうかというふうに個人的には思いました。ただ、委員会でそういった担当課からの説明を受けた折に、やはり必ずしもこれが全ていいことではないとは思いますが、近隣自治体の条例名と通称、そういったのを参考にしたという説明がなされました。

それと、今、三園議員が言われたように、浄光苑はもともと「浄光苑条例」という名称でされておったのを、なぜ新たに「火葬場条例」としたのかという御質問ですけれども、その辺は逆に言いますと、浮羽町が持った火葬場、いわゆる火葬場条例を、新しく火葬場を建てかえるに関しては、この際、近隣自治体と統一した施設名のつけ方の条例名にしようということで、こういうふうに施設機能をあらわした条例名、そして通称「浄光苑」になったという説明を受けて、我々厚生文教常任委員会としては、その説明を納得したところであります。

それから、総合体育館の事業収入を伸ばすという件に関しては、我々も同じようなことを考えるわけです。本会議でも伊藤議員だったと思いますけれども、足の痛い方が体育館を、アリーナを利用しようとしてもなかなか行けないと。移動手段がないことによって使いたくても使えない状況があると。ここいらあたりをもうちょっと考えてほしいという御意見がたしか本会議で出ておったと思います。委員会でもその点はちゃんと質疑、議論をいたしました。

ただ、総合体育館の設置の目的は、あくまでもやはりスポーツ振興と市民の健康増進に2つの大きな目的で設置されたと認識しております。それで、そこにもともと、どういうふうに申し上げていいのかわかりませんが、健康増進という観点から見ますと、既に足腰が悪くなっていると。だから、アリーナで鍛えて治したいと、この市民の皆さんの願いも当然わかるんですけれども、ここいらあたりはスポーツ振興、健康増進と一概に一くくりに言っているのかがどうかわかりませんが、寝たきりにならないための介護という、この大きな部分については2つに分けて考えたほうがいいのではないかと。つまり、介護に関する部分、足腰が痛くてどうにも動きが不自由である、日常生活に不自由を来しているという方については、当然アリーナを利用してもらっていいんですが、この利用に関しては保健課とか、あるいは社会福祉のほうの所管でやるべきことではないかと。

もちろん市として1人でも多く市民の皆さんにアリーナを利用してもらおうというのは大切なことですけれども、利用者の絶対数から見て、常時周遊バスを回すとか送迎をするというのは財政上も非常に厳しい問題であろうということで、この件については、介護にならないための、ある



いは介護を要する、介護を幾らかでも改善していきたいと、そういったものと一般の健康増進、介護にならないための健康増進、そして若年層からお年寄りまでのスポーツ振興、こういった面と2つに分けて考えていくのが本筋ではないかということで、当然、本当に誤解してもらっては困るんですけども、じゃあ、足腰が痛くなった人はほったらかすのかと言われるとそうではなくて、やはりそれは病気にならないための行政の仕事とスポーツ振興、健康増進のための行政の仕事と2つに大きく分けながら考えていくべきではないかということでもあります。

事業料収入については、ここにも書いておりますけれども、事業収入を伸ばすポイントは、指定管理者による自主企画を期待せざるを得ないと実感しましたと書いておりますが、得ないという投げやりの表現にしておりますが、今後もコナミさんがやるとしたら、コナミさんの企画力を期待しながら事業収入を伸ばしてほしいということでもあります。

それから、指定管理料については、我々も一般的な考え方をすると、例えば、四千百何十万円という指定管理料が民間指定になったら1割ぐらい下がるんじゃないかという感覚を持つんですけども、やはり指定管理の質を落とさないためには、余り管理料を下げるのも問題があるという総務省の通達もあるという話を聞いております。そういったことで、質問がありました事業料収入については、あくまでもコナミさんの今後の指定管理がスタートした時点からの企画力に委員会としても期待をしながら増収を図ってほしいという意味で可決をいたしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず火葬場、議案第100号でありますけれども、条例が、うきは市火葬場条例なんです。名称が同じだったら、第2条で名称を使う必要はないでしょう。第2条で、うきは市の火葬場は次の位置に設置するというだけでいいわけですよ。わざわざ名称を用いてるのは、条例の本題と違うから名称を用いるわけですよ。例えば、働く婦人の家が「だんだん」になったのも同じ。条例と違う名称を用いるから、名称としてきちっと条例でうたうわけですよ。それを、うきは市火葬場条例という条例があるのに、何でまた名称で、うきは市火葬場条例という名称を使わなきゃならんわけですか。全くその辺、意味がわかってないわけですよ。ほかの市町村、どういう名称使ってるんですか、第2条で。条例と名称が同じというようなことをおっしゃってますから、どこの火葬場を調べてあるのか、それを調べてあったらお願いしたいと思います。

それから、総合体育館ですけども、目的がスポーツ振興と健康増進、つまり総合体育館を指定管理者制度にしたために、お年寄りは二重の痛みを受けてるわけですよ。まずそれまでは、指定管理に制度を取り入れるまでは、お年寄りは無料だったんですよ。それが有料になってしまった。そして、それまでは、例えば市の直営のときは電話をすれば何名集まってもらえば迎えに行

きますよということで、これは今、農林・商工観光課長の野鶴課長が担当のときに実際に車を運転して迎えに来ていただいたとったんですよ。それが指定管理制度になってぱたっとやめてしまっている。つまり、今までは無料で迎えに来てもらった、この2つを取り上げてしまってるわけですよ。

そして健康増進、それは二の次です——そんなことはだめですよ。26億円も使って建てたときの趣旨は何なんですか。健康増進に役立てよう、そして医療費の削減を図ろうというのが大きな目的だったんですよ。それをもう、今、皆さん方は、健康増進はそっちのけにしてスポーツ振興だ、そんなことでは市民納得しませんよ。4,200万円も指定管理料を出してですよ。以前は六千何百万円の収入があった。そして確かに4,200万円ほどの支出があった。それをそのままやってるわけでしょう。そのまま、その当時の歳出の金額をそのままうっばめてるのが、今の指定管理料の料金設定なんですよ。

だからそうじゃなくて、やっぱり指定管理そのものが事業収益に努力をしていただかなきゃならん。じゃないと、このままずっと3年あるいはその後も、そのような言い方をされると全く指定管理料は安くはならない。そして事業も、それ以上のことはやらんで4,200万円入ってくるんですからですよ。事業収益を上げたら市役所に還元しますというような約束を3年前やっと思ったけど、それも果たせてないという状況でありますから、この辺は強く言っていただかなきゃならん。

それから、総合福祉センター1,300万円、ここは勤労協の事務所、そういうものは今まで市に入ってきとったということですが、じゃあ、これについても今までどおり入ってくるわけですか。それとも指定管理者の手元になるわけですか。その点について、いま一度答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長、途中でですが、審査の過程でそういう審査をしたのかどうかということで答弁をお願いしたいと思います。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） まず、総合体育館の件ですね。

むしろ、特に高齢者あたりへのサービスは無料から有料になったりということで、サービスが低下しているのではないかという御指摘の御質問だったと思います。

これは、有料になった経緯というのは細かく把握しておりませんが、やはりお年寄り、逆に使う側から無料で使うのは気が引けると。むしろ自分たちも何がしかは払っていいんだという意見もあったと、たしか把握しております。そういったことで、元気なお年寄りにはそれ相当の負担を——相当とまではいかないにしても、わずかでも市の財政のために使用料を負担してもらおうということで、75歳以上だったと思いますが、100円いただくようになったと記憶しております。

それから、さっき言いましたが、あそこでいろんな企画を、直営のころは私も覚えております。

野鶴課長がやっておられたようにバスを出して、希望者があったら体育館に連れてきて大いにスポーツを楽しんでもらうということもなされておったことは十分記憶しております。ただ、さっき言いましたように、雑な言い方をしますが、介護とスポーツというのはすみ分けをしてもいいんじゃないかということが結論であります。

その中で、委員会としてはいろんな意見も出されました。やっぱり介護にならないために今のアリーナが役に立っているという側面もあると。これは、逆に言うと数字にはなかなかあらわれてこない。医療費削減につながってるかつながってないかというのがなかなか把握できない。それはなぜかという、元気なうちからスポーツというかトレーニングというか、アリーナを中心として体を鍛えておれば、介護になる年齢を先延ばしできるという実態もあるんだと。そういうことで、これはなかなか医療費の問題に数字としてあらわれてこない。

それから、あそこで温水プールを利用してある方の例が出されておりました。温水プールに行く前には、例えば年間のお医者さんへ払う医療費が50万円かかってた人が全然要らなくなったという例もあります。半減した例もあります。逆に非常に高額な、温水プールを利用しとつても高額な医療費につながっている方もあります。ただ、これは個人個人の健康状態、あるいはスポーツで体を鍛える、訓練することとは関係ないような疾患、こういったものにかかった場合、医療費はふえてるじゃないかというような実例も出てきておるのが実態だと思います。

この医療費削減から見た部分、あるいは事業料収入から見た部分、あるいは利用の子供からお年寄りまでみんなが、希望者全員が使えるような工夫というのは当然しなければならないとは思いますが、なかなか行政として、そこまで全部を網羅して市民1人残らず利用してもらう方策はなかなか立てられないというのが実情だろうと思います。

そういうことで、審議の中ではそういった意見もいろいろ出ております。ただ、最終的には、この事業料収入については、やっぱりコナミさんに期待するしかない。期待してもらおうと。それと利用者の声で、既に会員登録なんかしてある方が、コナミの指定管理は来年の3月で終わるのを知ってるという方も随分おられるみたいです。ただ、そういった方の希望としては、ぜひ来年の4月からもコナミさんにやってほしいという意見も出されているように報告は受けております。

以上で、体育館のことについては、委員会としては可決をしたところです。

それから、火葬場条例のことですけれども、あくまでも条例の——ここに条例文そのものを持ってきておりませんが、火葬場条例として、条例文の中にまた改めて施設名を入れてるじゃないかということに対する御意見だったと思いますけれども、ここ近隣で言えば朝倉市とか——ちょっとここにメモを持ってきておりませんが、そういった多くが、宮若市などが条例名と通称名とを使い分けをしているということで委員会としては納得をしたところであります。

それから、総合福祉センターの賃料収入のことは、今後も、さきに申しあげましたように、勤労協とか連合うきはとかシルバー人材、それからJC——青年会議所、そういったところの賃料は今後も市へ直接入るといふことで確認をいたしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 火葬場の名称にこだわるつもりもありませんし、委員会同士でこーやってやりとりするのもどうかと思います。

ただ、委員長の話聞いていますと、まず執行部からのお話、いろいろ考え方というものをそのまま受け取っているような感じしか聞こえないです、ほかの指定管理の問題についてもですね。何でそう言うかという、今、男女共同参画センター——三園議員からありましたけど、さっきの文化施設も「白壁」と「かわせみ」の愛称という。それから、うきは市男女共同参画センター条例も、ここは「だんだん」という愛称規定がある。ほかにもあると思いますよ。ほかの自治体を聞いたらそうなんだと。我がとこの基本的な考え方というのはここに示されているが、よその話を聞いて、それをうのみにして、これが決まってくるんですか。そこなんです。私たちは全体の——7名、8名ですかね、委員がいらっしゃるから、いろんな角度からいろんな勉強されて指摘があつて、果たしてこれでいいかという結論が出されると思うんです。ただ、自前のことは何も触れずに、よそからという説明で、ああそうかというふうに結論ができたような説明結果になってますけど、それじゃないじゃないんですかと。だから、さっき三園議員もおっしゃるとおりに、条例の表題がそうなってるなら、あえて書く必要もないはずですよ。そういうことも精査なさっていらっしゃらない。だから、そこですね。可決ですということは、それはそれで結論でしょうけども、どういう審査をしてるのかをお聞きしたいんですよ。

そうすると、指定管理料の問題についても、どうしても私に聞こえるのは、うちの委員会のほうは、さっきの質問がありまして数字等は答え切れませんでしたけども、考え方の理念として、指定管理料は民間意識を持ってして、これで果たしていいのかどうかというシビアな理念のもとに審査してるんですよ。ところが、何か執行部の意向に後づけで理由をつけてるような擁護論しか聞こえてきません。

だから、議会の本質というのがそういうところにあるんじゃないかなというふうに失礼な話を申し上げておりますが、いま一度最後の、3回目ですから御答弁をお願いして、よかったらこの条例を、修正をいただきますようお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 火葬場の条例名と通称のことについてですけども、当然、議員が質問されるように、執行部から出された案をうのみにしてるんじゃないかって、そう

いうことは決してありません。それは、私たちもそういった意味で、なぜ条例名と通称なのかという基本に立って質問をし、説明を受けたところです。それを、最終的には納得したということです。ですから、執行部から出された案をそのまま、そうですか、わかりましたではありません。

それから、総合体育館の指定管理料のことですけれども、まず、やはり地方自治体というのは、ある意味、国の指導というか、国の意向を受けた、国の法とか国の条例を上回ることはできないわけですから、国からこういった要望があるということであれば、それに沿った措置をとるのが地方自治体の役割というか責務であろうと思います。（「国の指導に従わにゃいかんとですか。今の……国の指導に従わにゃいかんと……」と呼ぶ者あり）従わにゃいかんじゃありません。アリーナに関してはそういった国の指導もあることだし、指定管理の質を落とさないためには、むやみに指定管理料を下げっていくというのも好ましいことではないという国の指導もありますという話を私たちは聞いておるところです。

もちろん4,112万円、この金額がどこまで適正なのかということにはわかりませんが、最終的に、最初、指定管理者の募集をするときに資料を配付したのが10社、そして募集要綱の配付をした団体が10団体、そして現地の説明会に参加されたところが7団体、最終的に応募されたのが2団体しかなかったということでもあります。そして、最終的にその2社が出された金額は同じです、指定管理料について。そして、審査の結果をコナミスポーツ&ライフが最終的に685点——点数の配分がそれぞれ、基本方針と平等利用の確保の配点が10点、それから事業計画が30点、収支計画の遂行力が35点、それから、その他の指定管理者としての能力25点。（「聞いてません、そういう話は」と呼ぶ者あり）いやいや、指定管理料のことですから、ちょっと内容を細かいところを説明しております。合計が、配点が100点ですね。それで、それぞれ採点をした段階で、コナミが685点对B社552点という点数の差が出ておる。金額は同じでありますので、コナミになったという経過です。

それから条例については、とにかく今、説明しましたように、私たちも「浄光苑」と「火葬場条例」という通称と正式名称との使い分けについてはいろいろ質問し、説明も受けました。委員会としては、それで、結果的には執行部の原案どおり納得した、了承したということでもあります。以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番。審査の経過及び結果の質疑をお願いします。

○議員（9番 伊藤 善康君） 議案第103号、うきはアリーナですが、3年前、指定管理のところで、うきは市体協が手を挙げとって審査を落とされた経過があります。それで、そのときの落とされた——コナミと体協が残って外されたということですね。そのとき、かなりうきは市の体協は、自分たちの施設は自分たちで管理をして住民サービスをしっかりやっていくということで盛り上がっておりましたが、今回はもう、体協は応募がなかったと。3年前、はっきりした

記憶はありませんが、コナミに3年間やらせてみて、その3年の間に体協を指定管理ができるような団体に育てていくという、たしか当時の課長の答弁があったと思います。

それで私が聞きたいのは、この3年間、そういう育てをしたか。育ててないから、今回、応募がなかったのか、その辺の体協についての、あるいは審査のほうで出てきたのか、話が。全く体協は意欲もなくしておると思います。

それともう一点は、指定管理にしていく理由が、市が直営でやるよりも経費削減、安上がりにできるとやなかるかということで指定管理制度を取り入れよったと思いますが、前回の指定管理料とほぼ——いろいろ今、理由は委員長が述べられましたが、一緒ですたいね。その分サービスをとって。逆にサービスは悪なりよる、料金は横ばい、どうもその辺の追求というか、7番議員からさっき出ておりましたが、執行部に対する追求をもうちょっと強いものがあったのではなから思っています。

それと、私の本会議の質問の中で1点、出ましたが、足がないということは、今、委員長が言われた移動手段がないということですよ。高齢やけん、車を、とにかく子供から乗るなどとめられとると。足の不自由な人のことは1回も言うておりません。それで、ある程度、自分で健康というかな、高齢やけど健康な人がそこに行く手段がないと。それで、13番議員から出ておりましたが送迎関係、寝たきりとか寝たきりになる直前の人は、それは病院とか施設に任せたほうがいいと思います。しかし、健康な人で行きたいけど行けないというところの送迎あたりの審査がなされたのか。

以上、3点お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） まず、指定管理希望に体協が、今回、手を挙げとったのかどうかについては、それは今回、うきは市体育協会は意思を示さなから聞いております。最終的には、今言いましたように、現場説明会には7社が来て、最終的に応募したのが2社だけだったということで、この委員会報告にも冒頭に申し上げたように2社しかなから、いわゆる二者択一に結果的にならってしまったということにとつては、厚生文教常任委員会としても、ある意味、市民の利益という観点から見ると残念だったなど。もうちょっと競争原理が活かされていれば。（「何で、体協が申し込みがなからたのかということ誰か意見として言いましたかということ……」と呼ぶ者あり）そこは確認しておりません。体協云々については、申し出がなからたということまでしか、それ以上、委員会の中で議論はしておりません。（「……なからたとですな」と呼ぶ者あり）はい、議論しておりません。体協の問題については。

それから、指定管理料のことですけれども、冒頭に申し上げた競争原理が活かされてなからたのではないかということは、我々も指定管理料を下げるといふ観点からすれば、多少市民の利益

につながらなかったと、残念だったなど、正直ですね。もうちょっと競争——例えば5社ぐらいあれば、もうちょっと下がったのかもしれないという思いは当然あります。ただし、二者択一でこういう結果になったということで、市民の利益の観点から見れば多少問題が残ったのではないかと、当然、指定管理料の4,112万円についても議論はしております。ただし、じゃあ、委員会が幾らならいいのかという、そういった数字は我々にははじき出す能力はありません。結果的に、確かに執行部の案どおりになったということでもあります。

それから移動手段、使いたいただけども自分では行けないという方に対しては、確かに伊藤議員が言われるように、1人でも多くという観点から考えれば、行政というか、指定管理になればコナミさんの力で何とか希望者をあそこに集めて、そういったことができるような工夫をしてもraitたいとは思いますが、現時点ではなかなか、じゃあ、定期的にバスを回すとか、ただ、市の市営バスはアリーナに1日何回かは寄っていつてますので、できる限りそういう方については、無理かもしれませんが、そういった移動手段を利用してもらえたらということで、それ以上のことは、私たちの委員会としてはなかなか申し上げられないというのが実態です。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 体協のことについては、どの委員からも意見が出らんかったという、これは非常に私は残念です。なぜかという、体協がそういう、あのとき例に挙げたのが——3年前ですかね、例に挙げたのが、福岡市の体育館は福岡市体協がやるとということで。それで、体協を育てていくという執行部のあれも全然果たしてないですよ。体協が手を挙げんということは、これで潰れたということですよ、体協は。意欲をなくしとるということです。その辺の追求をぜひともやっていただきたかったのが1つですね、今言うたように。

それと送迎ですね。一部の人がアリーナを使うんじゃないくて、やっぱり不特定多数というかな。希望があればぜひともそういう人たちも利用できるように、何か指定管理者のほうで考えていただきたいという要望を出していただきたいと思います、委員会のほうで。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） うきは市体協の育成については、今後また我々は厚生文教常任委員会として社会体育のほうも所管になってきますので、事あるごとに担当課——生涯学習課のほうになると思いますけれども、そういったところに体協の育成——スポーツという面からすれば体協も十分やっておられると思いますけれども、こういった大きい箱物の施設管理ということになってくると、また経営のノウハウとか、そういったものが、当然、関係してくることだろうから。（「それを3年間で育てていく……」と呼ぶ者あり）だから、そういった意味で、担当課に事あるごとに要望をしていきたいと思います。（「……言うた言葉だけで終わって

っちゃいけん、3年間」と呼ぶ者あり)

それから利用についても、1人でも多くの方が利用できるような方策を執行部に考えてほしいと。ただし、これは当然、予算といいますか、経費を伴うことですので、経費がかかる部分と市民の利益という部分のバランスをどうとるのかというのが課題になってくると思いますので、その辺も担当のほうに、何とかできないのかという要望は出していきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 議案第90号で、うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について反対の討論を行います。

うきは市総合福祉センター条例というのを見ますと、第3条で「市長は予算の範囲内で指定管理者に指定管理料を支払うことができる」ということで、今度1,300万円という金額が上がってきてあります。ところが第4条で「指定管理者が行う業務の範囲」、これ4つ条例で決められています。1つが、福祉センターの利用許可等に関すること。それから2番目に、福祉センターの維持管理に関すること。3番目、施設の利用に係る利用料金に関すること。4番目に、その他市長が定める業務に関することということ、業務が4つに限定されてるのに、何で1,300万円という金額が必要なのかということが明確ではありません。

そこで第10条では「指定管理者は別表に掲げる利用料金を利用許可のとき利用者から徴収する」ということですが、第10条でどういうことが決められてあるかということ、大会議室、小会議室、和室の3つであるわけ。この3つの管理料が1,300万円ということになりますよ。このような膨大な管理料というのはあり得ないと思いますよ。したがって、このものについてはもう少し内容を精査して、そして、条例を再提出していただくようお願いしまして、今回の業務の指定管理者の指定については反対をいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） この会議室とか和室とかということの利用料ももちろんですけども、そこにおけるいろいろな事業をしておられます。それから、社会福祉ということで、ここを拠点にしているんな福祉事業を行われております。そういったことの報告とか、それから収支、そういった報告書等も受けております。その中で、本当にこれを純粋に、ここを拠点として市が社会福祉事業をするに当たっては、このぐらいの費用では到底できない。それぐらいの事業



を行い、そして市民に対しての福祉を広めていただいております。

そういったことから、私たちは福祉を後退させないためにも、このセンターを拠点にして維持していただくということで、この条例については、委員会としては全部そういう意見になっておりますので、ぜひこれは通していただきたいというふうに私も思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 反対討論はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 事実上の反対討論ではありません。

今後、1つ議論に、厚生文教常任委員会の委員長からもいろいろ報告ございましたけど、総務産業委員会の中での指定管理料の議論をいたしました。その中にも、この福祉センターの指定管理料1,300万円のことも出てまいりました。それで、中では社協の理事であった方もいらっしゃいます。うきは市のそれぞれの指定管理施設を総合的に比較なりした——これは精査した関係ではありませんけれども、やはり業績というか、非常に運営が裕福な感じであるのにこの金額、そうじゃないのに低い金額、いろんなその辺の基軸が一貫したものがないという指摘があります。

ですから、この指定管理に反対するものじゃありませんけども、いま一度、やはりシビア、厳格にあるべきものの視点からやっぱり精査をしてから、本当の指定管理料というものを設定する必要があるというふうに思いますので、今後の希望として申し上げて、反対討論の場をおかりしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 社会福祉協議会の委託についてですけれども、この間、社会福祉協議会の市民等の相談内容等も含めて、この間の実績を評価した上で、現在の出されている内容について賛成をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立によって採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 着席ください。起立多数です。したがって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号について討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。

8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 8番、藤田です。

先ほども申しあげましたが、愛称の件ですね。愛称の件が、このほかの条例と統一性がないということで、他市がそうだとということよりも、我が市のうきは市の条例と同じような扱いをしていただきたいということで、例えば、アリーナにしても第3条に「愛称は、うきはアリーナとする」とあります。それから、うきは市文化施設ですね。これも第3条に愛称「うきは市文化会館は、白壁ホールとする」と、「うきは市民ホールは、かわせみホールとする」ときちっと書いております。それから、うきは市船越運動公園ですね。これについても第3条にきちっと「愛称は、うきはグリーンコート」ということに愛称が書いてあるわけですね。こういうのと同一性がないということで、他市とあわせてうきは市の「浄光苑」の愛称を入れてないというのがどうも疑問ですから、統一性を持たせる条例ならば、うきは市の条例にあわせて、ここの第3条に愛称を入れるべきだと思いますから反対いたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 確かにほかの条例では愛称という形で出ております。私たちの委員会も考えましたが、愛称と言うにはとてもふさわしくないといえますか、火葬場ということですので、愛称はどうであろうかというのでいろいろなって、その中で——それから浄光苑というのは今まで浮羽町ではよく知られておりますけれども、吉井町では霊峰苑という形がありました。そういったこともあり、すぐにわかる「火葬場」という、それでまず統一しておいたほうがいいだろうということ、そういったこと。それから市外の方についても、通称とか愛称とかというよりも「火葬場」ということのほうが即理解していただけるということを考えた場合に、あえてここで入れる必要はないんじゃないか。行ってみれば、そこにちゃんと「うきは市浄光苑」という銘板はありますので、そこで初めて——ここはそんなにしょっちゅう行っていただきたくないところですので、そういう面では、行ったときに名前を——うきはの火葬場は、本当は浄光苑という名前もあるんだとわかっていただければいいんじゃないかということで、すぐ誰でもがわかっていただける「火葬場」ということでいいということになりました。

あえて言えば、愛称というのはちょっとあわないということで、委員会では統一見解になったものです。私もそういうふうに思いますので、これでいいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 反対討論を許します。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 火葬場の名称をめぐって、これを捉まえてどうこうということじゃありません。

ただ、今、委員長からの報告、それから副議長からの賛成討論はありましたけど、基本的に愛称がどうこうじゃなくて、この条例というものを市が、議会が可決しながら主体となってこの名称あたりというのは精査し、これが実現してきてるわけです。委員長報告にも、こういう条例のここにもありますよと。どうしますかという報告があつてこうなったならわかるんですよ。執行部からよそがこうでございますという——藤田議員と同じ意見なんですけど、そういうきちっとした自分の自治というものを主体にしなくて、よその意見で事が決まっていっただという経過に対して、この条例に対して反対するものもありません。この名称のいきさつについてを非常に、こういうことでものが決まっていくということでもいいのかなという気がして、委員会のほうの中でそういう話があつた報告がありませんからですね。結局、この手続について非常に私はよろしくない、こういうもので物事が決まるということに対しての反対の意思であります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 賛成討論を許します。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 「火葬場」、もう、一番わかりやすいですね。それで案内板とか、いろいろは「浄光苑」を使うと。それもやめていただきたいと思います。全部「火葬場」にすれば何も問題ないと思います、私は。

○議長（岩佐 達郎君） 反対討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第100号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号について討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。

13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 議案第103号うきは市総合体育館の指定管理者の指定について反対の討論をいたします。

このうきは市立総合体育館の設置条例というのを見てみますと、第1条で市民の健康増進と体位向上というのが一番最初に上げられているわけですよ。それが、今回の指定管理料の審査ではスポーツ振興というのが先に来て、つまり条例で定めてあります市民の健康増進あるいは体位向上というのが見捨てられようとしているわけでありまして。

この条例が提出されたときに私は申し上げました。市が提示した指定管理料というのが余りにも根拠のない数字を上げている。したがって、応募した人はそれを基本で指定管理料というのを

設定するわけですよ。だから、もう皆さん方は、従前の金額で指定をさせようという魂胆でああいう根拠金額を上げている。そうじゃなくて、本当にコナミが3年間やってきて、そして集客が十分でないなら、集客にも努力をしていただく。そして収益を上げていただくという方策をとらなきゃならぬのに、それを全く怠って4,212万円ですか。こういうもので今度3年間の管理料が決められようとしてありますが、これでは市民は納得しません。したがって、このものについては再度審議をお願いするために反対をいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 何点かありますけれども、まず、伊藤議員が言われたように体育協会が前回のときには入っておられました。確かに体育協会をこういったことに参加できるぐらいに育てていくという、そういう1つの暗々の約束もあったとは思いますが。私も会長とたびたび状況を話し、そして相談をしてこの間、来ました。しかし、やはり体協自体の中でも常時人数がそろわない、指導者がそろわない、そういう中で、体協で残ってた指導員もやめられたという話の中で、今回は、体協会長あるいは推進員さんもこの選定委員の中に入っておられました。そういったことがありましたので、あえて委員会の中では、私は、体育協会のことは申し上げなかったんですけれども、やっぱりそういったところがかかわっていただいているということが1点です。

それから、指定管理料が下がってないということですが、1点目は、やっぱりここを利用した方、その意見が本当によくしていただいていると。ぜひ継続してほしいと。それから、今までの自主で運営されていたときと違って本当にサービスがよくなりましたって、そういう言葉を聞きますし、それからアンケートにも上がっております。マイナスの意見はないんですかというのを行ったときにお聞きもしましたけれども、そんなにないです、今のところよく言っていただきますと。そして、親しく指導員等が声をかけてくれるので楽しいと言っているというようになことでした。

確かに誰でもが行って、そして誰でもがよくなるというのは当然と思いますが、本当に行けても行かない人が多い中で、来ていただいている人が喜んでいただいているということが大事だと思います。ただ単に経費削減だけではできない面があります。

それから、委員長が言いましたように、7社が資料をもらって説明を受け、2社しか残っていない。この2社も同額である。しかし、コナミは計画表が出ています。その中で少しずつですけれども努力して利用料を上げていくという計画を立てておられます。それから、こういった大勢の人を対象にしながら、しかもそれが不規則という人を対象にする中で、事業の中で、3年間で目覚ましい実績というのは上げにくいと。今後は5年あるいはもっと長いスパンで上げていきたいというような、こういう業界の考えもあるということもお聞きしております。

こういう中で、2社うちの1社は全く現状維持というものが出されておりますけれども、コナミは少しずつでも努力していくと。これは利用料を市が決めております。だから、その利用料の中で上げていくということですので、本当にたくさんの人を呼ばなきゃいけない。でも、高齢化です。それから、もう一つは、やはり自主事業ということでしか上げられません。そういう中で自主事業をいろいろ考えていただいている。こういった努力というのは、私は認めるべきだと思います。

そういった点、利用している方の意見と、それから、この会社の少しずつでも前向きに行こうという姿勢、2社の中でそういったことを考えたとき、私はぜひここを指定にすべきと思いました。これを厳しくすれば、誰もとってくれなければ、この指定管理料を上げてでもどこかに委託することになると思います。2社が残っていただいたので、少しでも前向きのほうのコナミを指定するということは、私は当然であると思いますので、これに賛成いたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 反対討論はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の賛成討論も立派な討論であったと思います。

ちょっと皆さんに申しわけない言い方かもしれませんが、どうしてもそこに、今、こういう財政が厳しい状況の中で、経済的にもそうですけど、もう少し踏み込んだ議論が本当にされたのかどうか聞こえてきません。だから、この場になって立派な言葉を並べるといふことしか聞こえませんが、もう少し真摯にシビアにやっついていかないと、うきは市そのものの生き方がこの議題の1つになっているような気がいたします、ほかの福祉センターもそうですけどもですね。もう少し真剣に掘り下げながら論議して、果たしてこれでいいかという結論のもとにこの契約をなしていく基礎があるんじゃないかというふうに思いますので、非常に生意気かもしれませんがも率直にそう思いますので、私の討論としたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第103号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第13. 請願第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、請願第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を議題とします。本案は厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） ただいま議題となりました請願第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書の審査については、厚生文教常任委員会に付託されていたので、その審査の過程と結果について報告いたします。

当該請願については、紹介議員であります上野議員より説明をいただき、審査をいたしました。

過去の肝炎問題については、薬害によるC型肝炎は国がその責任を認め、予防接種禍によるB型肝炎についても司法判断により国の責任が確定し、一定の患者救済がなされていますが、その他のウイルス性でありますA、E、D、F、G、TT型などのウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、一部の自治体で実施されてはいますが、国を初め、ほとんどの自治体では、いまだ未整備のままであるのが実態であります。肝炎治療も、特に末期になった患者の医療費は高額に上り、患者の大きな負担となっております。

現在、ウイルス性肝炎も早期治療により治る病気であると言われていますが、ウイルス性肝炎はどれもほとんどが血液——もちろん水とか食品もあるんですが、ほとんどが血液を介しての感染であるにもかかわらず、B、C型肝炎のような救済措置がなされておらず、国による救済措置で早期治療に取り組むことができれば行政負担も軽減できると思われまます。

以上のような審査の結果、願意は妥当であると判断し、全会一致採択することに決しました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 2点お尋ねしたいと思います。

患者の方も大変だというふうに思いますが、ウイルス性肝炎患者が350万人以上ということで請願書に書かれております。まず、うきは市にどれだけの人数の方がいらっしゃるのか。それから費用負担ですね、これ、どのくらいの負担がされているのか。概念的で結構です。お答えいただきたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 大変お待たせしました。

市内の患者数ですね。これは私もちよっと委員会で1回聞いてってメモしてなかったもので、今、確認させていただきましたが、非常にこのウイルス性肝炎については社会的な偏見が多いということで、みずから私はという方が名乗り出てこない。もちろん医療機関は把握してあるとは思いますが、個人情報にかかわる部分でありますので、実数を市としても把握できてないと

というのが実情だそうであります。

それからインターフェロン治療については、年間100万円ぐらいかかると。それから核酸云々というこの治療についても、月に1人2万円ぐらいかかるということで、これはもう、特に末期になってくると、さらに高額になってくると。ですから、早目に行政の助成等もいただきながら早目に治療をすれば、ウイルス性肝炎であっても近年では治る病気といわれているという実情だそうであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。

それで、金額も大変だと思うんですが、ただ人数が、個人情報わかるんですよ。もちろんそうですけど。ただ、数の把握も個人情報だからなかなか調べられない、それは理由にならないと思うんですが、うきは市は、この請願を出すなら大体何人というぐらいの数字は、行政からでも委員会では当然出てきた話だと思うんですけど、それがわからないと、市役所も把握してないという答弁でしたけど、事実そうなんですか。市役所も当然、把握はしてない。そういうもんですかね。いま一度確認します。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 患者さんの数については、今申し上げたとおりで把握してないということではありますが、さらにこれは請願者の方に、その辺はもう一回確認したいと思います。恐らく患者さん同士では一定程度の数の把握はできてるのかなと、改めて今、感じました。その点、委員会でちょっと確認してなかったことは大変申しわけないと思っております。以後こういうことのないように調査を今後していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。3番、熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） ちょっとお尋ねします。

さっき医療費1年で100万円かかるとおっしゃっていましたが、保険ぐるみで100万円ですか。私、何で聞くかという、C型肝炎でインターフェロンを2回打ったんですよ。だから、そんなにかからないんじゃないかなと思ひながらお聞きしてるんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 大越委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） それは、100万円ぐらいかかるという金額はそのとおりだと思いますが、そのうち幾らが国なり自治体の負担になっているのか、その辺が委員会としても調査の範囲で把握しておりません。大変申しわけないです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 日程第14. 追加議案の上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、追加議案の上程を行います。意見第5号1件を上程します。

---

#### 日程第15. 意見第5号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、意見第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、お配りしております意見第5号の用紙を見ていただきたいと思います。

意見第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成26年12月16日、うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員上野恭子、賛成者、うきは市議会議員大越秀男、同櫛川正男、同高山敏枝、同諫山茂樹、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ただいま話題となりました意見第5号に基づき、意見書（案）の

提出趣旨を説明いたします。

ウイルス性肝炎は、注射針や注射の筒を変えないまま回し打ちをすると肝炎が蔓延することは戦前から知らされていきました。当時の厚生省はこの事実を十分に認識し、WHO——世界保健機構からも勧告を受けたにもかかわらず、昭和63年ごろまで回し打ちをしていました。このことによるものとされております。

まず、年代別の国の動きを申し上げますと、平成元年、5人の肝炎被害者が札幌地方裁判所に訴訟を起こし、認められず、また、それが札幌高等裁判所に上がり、国内最大の感染症であると認められたということです。平成18年6月16日、最高裁判所も注射器の連続使い回しはウイルス感染の危険性があるとわかっていたとして国の責任を認めました。逆転勝訴をいたしたということです。平成21年、肝炎対策基本法が制定され、平成22年、2010年4月に重い肝機能障害者を対象に身体障害者手帳を配布いたしました。平成23年12月、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法が制定されております。平成23年度6月28日、B型肝炎訴訟においては、原告団との基本合意締結をされております。

このウイルス性肝炎に対して研究をされてきた八橋班研究は、肝硬変、肝がん患者の医療費自己負担総額は年間190億円であるとし、たまった腹水を抜くだけでも5万円から6万円かかり、年金世帯には負担もとても大きいと記されており、平成22年度よりの身体障害者福祉法上の障害者認定制度が適用されているが、認定基準が余りにも厳しく、死亡直前でなければ認定されないといった事態が指摘をされております。

私は、このたびの原告、梁井さんに会ってまいりました。このことについて、できる限りの情報をお聞きいたしてまいりました。うきは市の人数は保健課に行っても把握ができておりません。それで、北筑後管内福祉環境事務所にお尋ねをしましたところ、現在、インターフェロン使用の方が39件、核酸アナログ使用の方が131件ございます。この市にどれくらいいるかということの把握ができない理由としては、これは感染するおそれがあるということで差別があり、偏見があるということでございます。それで、なかなか人数の把握ができないということです。ところが、国の推定によりますと、人口の約2%がそうであろうとされております。肝炎の症状としては、体のだるさ、またかゆみ、足のむくみ、だるさ、手足がつるとか、いろいろの症状があるそうでございます。またB型、C型も合わせて30人から40人に1人の割合でいるのではなかろうかという推定もされております。結局、集団予防接種でなったということで、そういう推定でございます。

また、キャリアが危ないということでございますが、このキャリアというのは、ウイルスを持っているが表面にあらわれていない人——小さいお子さんですね、そういう方が危ないということで、大人になっての感染は免疫ができたという程度で命には別状がないというようなことを

お聞きいたしました。

B型とC型は、B型がとても感染力が強く、日本住血吸虫と言われるそうです。B型の9割がウイルス性と言われているともお聞きいたしました。また歯ブラシ等、また男性のひげそり、そういうものは本当に用心をしなければならないということでございました。

この注射器の回し打ちは、昭和23年から昭和63年の40年間されておりました。なぜ専門家がやめなかったかということが問われております。

厚生労働省、平成17年ぐらいの小宮山元大臣は、医療現場での感染だから透析者と同一に障害者1級手帳を出すべき……。 (発言する者あり) 先ほどの質問がありましたので、もうすぐ終わります。そういうことだそうです。それで、委員会の中で質問が出ました福田衣里子さんの裁判については、C型感染であるということでございます。委員会の中でもいろいろとお尋ねがありましたので、ちょっと調べてまいりました。そういうことでございます。感染者が350万人であるということ、現在B型の原告は1,400人、C型の原告が2,000人だそうです。また、2次感染の母子感染もあるということでございます。そういうことで、医療助成対象から外されている患者さんが相当数に上るということでございます。肝硬変、肝がん患者は高額医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活が困難されている現状であります。

以上のことによりまして、厚生文教委員会では委員長の報告どおり、全会一致により採択となりました。つきましては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出につきまして、議員各位の御賛同をお願いし、ここに説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(岩佐 達郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

上野議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第5号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、意見第5号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

---

#### 日程第16. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、諸報告を行います。

議員のみ配付しています、市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

---

#### 日程第17. 閉会中の調査の申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

---

○議長（岩佐 達郎君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

ここで、市長から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

12月4日から本日までの13日間開会いたしました第5回うきは市議会定例会におきまして、補正予算案を初め、条例その他、各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、全議案、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じております。

年が明け、1月11日には消防出初め式及び成人式を開催いたします。議員の皆様におかれましては、年始のお忙しい中とは思いますが、御出席のほど、よろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、年の瀬を迎え、寒さも一段と厳しさが増す時期でございます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、よき新年を迎えていただきますとともに、

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 報告します。3月定例会の開会日は3月5日木曜日開会予定としますので、報告しておきます。

これをもちまして、平成26年第5回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時10分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員